

第 1. 監査の実施内容

1 監査の種類

市長から提出された監査要求書（平成30年9月7日付30総第1009号）に基づく監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）

2 監査の対象

久留米都市開発ビル株式会社

【会社の概要】

- ・ 設立目的 市施行の西鉄久留米駅東口第一種市街地再開発事業によって完成した建物（千歳プラザ西館及び東館）の保留床を取得し、賃貸・管理運営を行う。
- ・ 設立 昭和57年4月
- ・ 資本金 8千万円（内、市の出資は2千万円）
- ・ 発行済株式 1,600株（内、市保有は400株）
- ・ 株主数 43名

3 監査の期間

平成30年9月11日から平成31年3月28日

4 監査の目的

市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行並びに財務・経理について、法令や取締役会等の内部機関の決定及び内部規則等に基づき適正に執行され、財政援助の目的・条件に沿って効果を上げているかについて監査を行った。

5 監査の方法

民事再生手続開始申立後から平成29年度までの期間を中心に、都市開発ビルから提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等を照合、審査を行うとともに現地における調査確認及び関係者から説明を聴取して監査を実施した。

また、下記の市部局の関係職員から説明を聴取するとともに資料、帳簿、書類等の提出を求め、照合、確認等を行った。

- ・ 監査の対象団体の所管部局である商工観光労働部
- ・ 〃 関係部局である子ども未来部

6 監査の結果

財務・経理の事務については、おおむね適正に行われていた。